

東成区医療救護本部設置運営等に関する覚書

平成30年3月28日に東成区役所、一般社団法人東成区医師会(以下「東成区医師会」という。)、一般社団法人東成区歯科医師会(以下「東成区歯科医師会」という。)、東成区薬剤師会、東成消防署で締結した「災害時における医療救護に対する活動協力についての覚書」に基づき、本覚書において、災害発生時に予想される多数の負傷者や疾病者に対する医療救護活動を行う東成区医療救護本部(以下「医療救護本部」という。)設置運営及び東成区災害対策本部(以下「区本部」という。)との連携等に関することを定めるものとする。

第1条(医療救護本部の設置)

医療救護本部は、区本部が設置された場合に設置する。

- 2 医療救護本部は、東成区役所庁舎内に設置する。
- 3 医療救護本部は次に掲げる機関で構成し、各機関毎においてあらかじめ医療救護本部員を定めておくこととする。
 - ①東成区医師会
 - ②東成区歯科医師会
 - ③東成区薬剤師会
- 4 医療救護本部は区本部が廃止された場合に自動的に廃止する。

第2条(医療救護本部員の参集)

震度5弱以上の地震及び同等の災害が発生した場合において、自施設が被災しておらず診療を実施できる医療救護本部員は、医療救護本部に参集せず、自施設において来院者に対する医療対応を行うことを原則とするが、自施設が被災するなど自施設において診療を行うことができない医療救護本部員は、可能な限り区役所内に設置する医療救護本部に参集することとする。

- 2 医療救護本部員は、医療救護本部に参集できない場合においても医療救護本部と連絡可能な状態の確保に努めることとする。

第3条(医療救護本部員の対応内容)

医療救護本部に参集した医療救護本部員は、第1条第3項に掲げる機関との連絡体制を整え、情報収集に努めることとする。

- 2 区本部から医療救護本部に対して医療救護班の派遣要請があった場合は、医療救護本部は第1条第3項に掲げる機関に連絡を取り医療救護班を編成するものとする。

第4条(救護所の設置)

区本部は、東成区内の災害時避難所において、各々1か所ずつ救護所を設置するものとする。

ただし、災害時避難所の被災状況等により救護所を設置することが困難な場合はこの限りではない。

第5条(医療救護班の編成)

医療救護本部は、区本部から要請があった場合は「大阪市地域防災計画」及び「東成区災害応急対策実施計画」の規程により医療救護班を編成し、同班を区本部の指示する救護所へ派遣するものとする。

- 2 医療救護班の構成は、1班あたり、医師1名、看護師または保健師2名、事務1名の4名を原則とする。
- 3 区本部から要請された医療救護班の数が救護所数を満たすことができない場合は、区本部と協議のうえ、巡回診療を行うものとする。
- 4 区本部は前項の事態となった場合においては、大阪市災害対策本部の医療調整班(以下、「市本部医療調整班」という。)に対し、必要な要員の派遣要請を行うものとする。

第6条(救護所での医療救護活動)

医療救護班による救護所での医療救護活動は概ね次の活動を行う。

- ① 傷病者に対する応急措置
 - ② 軽症患者等に対する医療処置
 - ③ 被災住民の健康管理
 - ④ 医療救護本部をはじめ区本部等関係機関との連絡調整
 - ⑤ その他、区本部から要請のあった事項については、医療救護本部と調整のうえ実施可能なものについて実施する。
- 2 医療救護班が使用する医療品、医療資器材、生活資材等は、可能な限り当該医療救護班が携行するものとする。

第7条(要請外の応援体制の受入れ)

区本部あるいは東成区災害ボランティアセンターからの要請とは別に直接応援に参集した医療関係者からなる医療救護班の編成及び救護所への派遣は、区本部が医療救護本部と調整のうえ行うものとする。

- 2 区本部は、前項の対応を行った場合は市本部医療調整班に報告する。

第8条(医薬品及び医療資器材の調達)

東成区薬剤師会は、区本部の要請があった場合には、可能な限り、災害発生後の医薬品及び医療資器材の調達に努めるものとする。

- 2 各救護所で必要な医薬品、医療資器材等は、以下の手順で調達する。
 - ① 区本部保健福祉班が救護所における医薬品、医療資器材の需要見込み量の調査を行い、区本部へ報告する。
 - ② 区本部は、区内各救護所の状況を取りまとめたうえで、医療救護本部を通じて東成区薬剤師会へ提供依頼を行い、東成区薬剤師会は提供可能な医薬品等を区本部へ搬入する。
 - ③ 区本部は、提供された医薬品等を各救護所ごとに仕分けをした後、各救護所へ搬入する。
 - ④ 区本部は、東成区薬剤師会で調達不可能な医薬品等について、市本部医療調整班へ報告する。
 - ⑤ 区本部は、市本部医療調整班から配送された医薬品等を各救護所へ搬入する。

第9条(長期間にわたる救護所における医療従事者の調整)

避難所の開設が長期間にわたる場合、必要な医師、薬剤師の配備、調整は次の手順で行うものとする。

- ① 区本部は、救護所で活動または巡回する医療救護班の数と専門性(内科、精神科、歯科等)について、医療救護本部と協議する。併せて必要な薬剤師数についても協議する。

- ② 区本部は、必要な医療救護班数を医療救護本部に派遣要請を行う。
- ③ 医療救護本部は、区本部から要請された医療救護班を可能な限り派遣する。
- ④ 区本部は、前号で不足する医療救護班を、市本部医療調整班に派遣要請する。
- ⑤ 医療機関の稼働状況等により設置継続を適宜判断する。

第10条(その他)

この覚書に定めのない事項、若しくは不測の事態が起こった場合については、区本部及び医療救護本部との協議のうえ決定する。

2 この覚書の有効期間は、平成30年3月28日から平成31年3月31日までとする。ただし、この覚書の有効期間の終了前30日までに、5者から別段の意思表示がないときは、更に1年間延長され、以後同様とする。

本覚書を証するため、本書5通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月28日

東 成 区 長
麻 野 篤

一般社団法人東成区医師会会長
中 村 正 廣

一般社団法人東成区歯科医師会会長
天 上 吉 隆

東 成 区 薬 剤 師 会 会 長
小 林 洋 一

東 成 消 防 署 長
吉 見 克 也